

後発品（ジェネリック医薬品）がある医薬品の 先発品を希望する時の自己負担に関するお知らせ

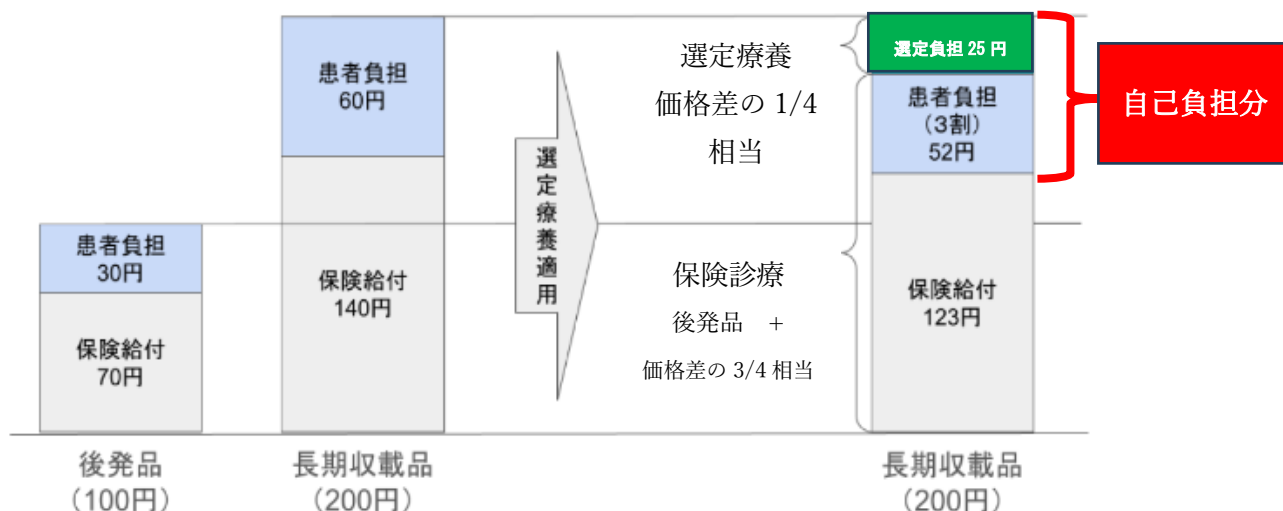
2024年10月より、後発（ジェネリック医薬品）のある先発品を希望された患者様は後発品との差額の一部を選定療養費として自己負担していただくことが決まりました。

具体的には、2024年度の改定において、後発（ジェネリック医薬品）のある先発品を希望される患者様に対して、先発品と後発品との差額の一部を患者様本人にご負担いただく可能性がありますのでご了承ください。

（例）

長期収載品～選定療養を活用した際の費用負担～

<3割負担の場合のイメージ>



（イメージ図）中央社会保険医療協議会総会「長期収載品」から抜粋

ご質問の場合は、当院の薬剤部または医事課（1階事務所）にお問い合わせください。

令和6年7月1日
多可赤十字病院長 梶本 和宏